事前質問への回答

事前質問への回答（1／5）

【本システムのログインに関するご質問】

Q1： 過去に操作したことある事業所については、再開後の初回操作時にアカウント情報設定は不要という認識でよいか。（過去の操作歴の有無に関わらず初回のアカウント情報設定が必要なのか）

A1： ご認識のとおり、過去に本システムを利用したことがある事業所については、再開後の初回利用時に改めてアカウント情報を設定する必要はありません。

【登録する内容（損益計算書等や追加情報など）に関するご質問】

Q2： 令和8年10月受け付ける経営情報の報告の報告期限はいつまでか。また、令和8年10月から受け付ける経営情報の報告については、会計年度がいつからいつまでのものか。

A2： 令和8年10月からは、令和7年3月以降に会計年度が終了する経営情報についての報告を受け付けます。報告負担軽減の観点から、令和7年3月から令和8年2月までに会計年度が終了する報告は令和8年12月まで、令和8年3月から令和8年12月までに会計年度が終了する報告は令和9年3月までとする予定です。なお、それ以降は、会計年度終了後3か月以内に報告いただくことになります。

事前質問への回答（2／5）

【登録する内容（損益計算書等や追加情報など）に関するご質問（続き）】

Q3： 職員の常勤・非常勤の判断について、所定労働時間は、常勤職員として雇用されている職員の所定労働時間ということでしょうか。その場合、非常勤として雇用されていても常勤職員の所定労働時間と同じ時間働いているのであれば常勤職員とする、ということで間違いないですか。

A3： 原則として、所定労働時間のすべてを勤務する職員を「常勤」、所定労働時間を満たさない職員を「非常勤」とします。したがって、非常勤職員やパートタイマーとして雇用されている場合であっても、常勤職員の所定労働時間のすべてを勤務している場合は、「常勤」として報告してください。ただし、施設・事業所の1週間の所定労働時間が32時間未満の場合は、週32時間以上勤務する職員を「常勤」とし、それ以外の職員を「非常勤」としてください。

【損益計算書等データ等のアップロードファイルに関するご質問】

Q4： 以前、事業所から「ファイルの取り込みができない」という問い合わせが非常に多かった。その点にどのような課題を認識しており、どのように改修されたかをご教示いただきたい。
また、会計ソフトから出力するファイルについて、取り込みができない場合等、事業所から会計ソフトに問合せをすれば対応してもらえるのか。（厚労省として会計ソフト会社へどのように働きかけているのか）
厚労省から本件に関する説明や調整等を行った会計ソフト会社の一覧があれば共有をお願いしたい。（事業所が使用している会計ソフトを確認することで対応がスムーズになると考えるため）

A4： 会計ソフトウェアから出力したファイルを本システムに取り込めない場合は、事業所がご利用の会計ソフトウェア会社へお問い合わせいただくよう、事業所へご案内ください。

事前質問への回答（3／5）

【本システム仕様・操作手順に関するご質問】

Q5： 経営情報データ登録の1. 損益計算書等データ登録画面で、ある程度入力した段階で、確定ボタンを押下したらエラーが出たときに、入力データ項目全体をチェック・確認をするために印刷したいのですが、できないのでしょうか？

A5： 「画面より登録」から損益計算書等データを入力されている前提で回答いたします。「画面より登録」から損益計算書等データを入力されている場合、入力内容を印刷することはできません。
入力内容全体をご確認いただく場合は、お手数ですが、入力時に参照した元のファイル等と画面の入力内容及び確定ボタン押下時にエラー表示されたメッセージを照らし合わせてご確認ください。

Q6： システム停止前の情報（過去履歴）も検索できるのか。（システム改修によって過去情報がリセットされていることはないか）

A6： システム停止前に登録された過去の情報についても、再開後に検索することが可能です。

Q7： 新規事業所等の反映は、どの情報をもとに行われているのでしょうか。（レムスケア等）

A7： 新規事業所等の情報については、指定権者が申請・届出内容に基づき管理している事業所台帳（レムスケア等）の情報を基に、本システムへ連携しています。
なお、新規指定等の申請を都道府県又は市区町村が受理し、事業所台帳（レムスケア等）に登録してから、本システムへ情報が反映されるまでには、約3か月を要する場合があります。

事前質問への回答（4／5）

【その他のご質問】

Q8： 介護サービス事業者経営情報データベースシステムはいつから事業所に入力を求めるなど本格始動するのか日程を確認したい。

A8： システムによる経営情報の報告受付は、令和8年10月下旬の再開を予定しております。再開日等の詳細については、近日中に通知を発出する予定ですので、そちらをご確認ください。

Q9： 本システムに関する問い合わせ等対応について、外部に委託することは可能か。（本県の場合、情報公表事務を県社協内情報公表センターに委託しているため、同様に問い合わせの窓口を委託することは可能か。）

A9： 本システムに関するお問い合わせ対応について、外部へ委託することは可能です。
なお、事業所から各自治体のお問い合わせ先は、厚生労働省ホームページ「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」の「問い合わせ支援コンテンツ」及び「各都道府県連絡先一覧」に掲載しております。掲載しているお問い合わせ先の内容（担当部署、問合せ先の電話番号、問合せ先のメールアドレス 等）を変更する場合は、ヘルプデスク（helpdesk_zaimu@kaigokensaku.mhlw.go.jp）まで変更内容をご連絡ください。

Q10： 本システムにて報告された情報をもとに国が分析をして公表するものと認識しておりますが、公表に関する内容や時期等についてご教示いただきたい。
また、県としてどのような分析をすべきなのかイメージがつかないため、分析事例等があればご教示いただきたい。

A10： 公表の内容及び方法については、現在、按分処理の在り方や政策上の活用を踏まえた分析手法を整理しているところです。
分析結果については、令和9年4月以降に社会保障審議会介護保険部会で報告する予定です。

事前質問への回答（5／5）

【その他のご質問（続き）】

Q11： 介護保険法第115条の44の2第1項は、以下のようになっています。
「都道府県知事は、地域において必要とされる介護サービスの確保のため、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者（厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。）の当該事業所又は施設ごとの収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（次項及び第三項において「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。」

しかしながら、調査及び分析をどのように行い、その内容をどのように公表するのかよくわからない状況です。
今回の約1年半のシステム改修で、そのあたりのツール等の提供や説明等があるのではと考えていましたが、利用手順その他等を見てもそのようなものは見当たりませんでしたが、具体的にどのように考えればよいのでしょうか？
またどのように対応すればよいのでしょうか？
それとも対応不要ということでよいのでしょうか？

又、以下の第2項、第3項は以下のような理解で大丈夫でしょうか？
同条の第2項については、介護サービス事業者は、都道府県知事へ報告しなければならない。
同条の第3項については、厚生労働大臣は、情報の分析結果を国民に提供する。

A11： 公表の内容及び方法については、現在、按分処理の在り方や政策上の活用を踏まえた分析手法を整理しているところです。分析結果については、令和9年4月以降に社会保障審議会介護保険部会で報告する予定です。
介護保険法第115条の44の2第2項、第3項についてはご理解の通りです。